

# 税理士法研修

令和5年8月

## 目 次

税理士の使命

税理士の業務

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等

税理士の使用人等に対する監督義務

税理士業務の制限

使用人その他従業者の秘密を守る義務

税理士に対する懲戒処分

税理士に対する懲戒処分に関する規定

税理士等に対する懲戒処分等の考え方

税理士法違反行為事例

# 税理士の使命

## 税理士法第1条

税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそって、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

税理士法第1条は、税理士がその職務を行うに当たり、独立した公正な立場を堅持して、納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務を適正に実現するように努めることが税理士の使命であることを定めたものであるとともに、税理士法の解釈に当たってよるべき基本原則を明らかにした規定です。

なお、税理士法第1条の規定は、税理士法人にも準用されています（法第48条の16）。

# 税理士の業務

税理士法は、「税理士の業務」について、税理士が、他人の求めに応じ、租税に関し、①税務代理、②税務書類の作成、③税務相談を行うことを業とする（注1）ことをいう旨規定しています（税理士法第2条）。

## 税理士の業務とは

### 1 税務代理（税理士法第2条第1項第1号）

税務官公署に対する申告等（注2）につき、又はその申告等若しくは税務官公署の調査若しくは処分に関し 税務官公署に対してする主張若しくは陳述につき、代理し、又は代行すること（税務書類の作成にとどまるものを除きます。）をいいます。

（注1）「業とする」とは、税務代理、税務書類の作成又は税務相談を反復継続して行い、又は反復継続して行う意思をもって行うことをいい、必ずしも有償であることを要しないこととされています（基通2-1）。

（注2）「申告等」とは、申告、申請、請求、不服申立て、届出、報告、申出及び申立てその他これらに準ずる行為をいいます（法第2条第1項第1号、令第1条の2）。

# 税理士の業務

## 税理士の業務とは

### 2 税務書類の作成（税理士法第2条第1項第2号）

税務官公署に対する申告等に係る申告書等（注3）を作成する（注4）ことをいいます。

### 3 税務相談（税理士法第2条第1項第3号）

税務官公署に対する申告等、法第2条第1項第1号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等（国税通則法第2条第6号イからへまでに掲げる事項及び地方税に係るこれらに相当するものをいいます。以下同じ。）の計算に関する事項について相談に応ずる（注5）ことをいいます。

（注3）「申告書等」とは、租税に関し、税務官公署に提出する、申告書、申請書、請求書、不服申立書のほか、届出書、報告書、申出書、申立書、計算書、明細書、その他これらに準ずる書類をいいます（法第2条第1項第2号、規第1条）

なお、「財務諸表」については、「もともと税法の規定に基づき作成されるものでないから、たとえ税法上、申告書等の添付書類としてその提出が義務付けられていたとしても、税務書類の範囲に含めることは適当ではない」（昭38.12税制調査会答申）とされています。

（注4）「作成する」とは、申告書等を自己の判断に基づいて作成することをいい、単なる代書は含まれないこととされています（基通2-5）。

（注5）「相談に応ずる」とは、租税の課税標準等の計算に関する事項について、具体的な質問に対して答弁し、指示し又は意見を表明することをいいます（基通2-6）。

# 税理士が遵守すべき税理士法上の義務等

税理士法は、税理士の使命の重要性に鑑み、税務に関する一定範囲の業務を税理士業務と定め、これを行うことができる者を原則として税理士又は税理士法人に限定する一方で、税理士に対して一定の義務等を課しています。

税理士が遵守すべき税理士法上の義務等を例示すると、以下のとおりとなります。

## 税理士が遵守すべき主な税理士法上の義務等

- |                                |                          |
|--------------------------------|--------------------------|
| 1 税理士の使命（法第1条）                 | 9 秘密を守る義務（法第38条）         |
| 2 税務代理の権限の明示（法第30条）            | 10 会則を守る義務（法第39条）        |
| 3 特別の委任を要する事項（法第31条）           | 11 研修（法第39条の2）           |
| 4 税理士証票の提示（法第32条）              | 12 事務所の設置（法第40条）         |
| 5 署名の義務（法第33条）                 | 13 帳簿作成の義務（法第41条）        |
| 6 脱税相談等の禁止（法第36条）              | 14 使用人等に対する監督義務（法第41条の2） |
| 7 信用失墜行為の禁止（法第37条）             | 15 助言義務（法第41条の3）         |
| 8 非税理士に対する名義貸しの禁止<br>（法第37条の2） | 16 業務の制限（法第42条）          |
|                                | 17 業務の停止（法第43条）          |

# 税理士の使用人等に対する監督義務

税理士は、税理士業務を行うため、使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならないとされています（税理士法第41条の2）。

## 「使用人その他の従業者」とは？

「使用人その他の従業者」とは、税理士と雇用関係にある使用人はもちろんのこと、雇用契約に基づかない者であっても税理士業務に関して税理士の支配・監督権の及ぶすべての者を含むとされており、税理士業務の補助事務に従事する家族従業者も含まれます。《税理士法逐条解説七訂版引用》

## 離れた場所における使用人等の業務の適切性確保のための措置（税理士法基本通達41の2-1）

税理士の使用人その他の従業者（以下「使用人等」といいます。）に対する監督義務は、税理士及びその使用人等が事務を行う場所によって異なることはありません。したがって、使用人等に対する監督方法として、対面による監督を行うことができない場合でも、情報通信技術を利用する方法などにより、適切に監督が行われている場合には、監督義務が果たされていると判断されます。なお、情報通信技術を利用した使用人等の適切な監督方法には、例えば、次に掲げるような、事前及び事後の確認を行う方法があります。

- (1) 使用人等と委嘱者等との情報通信技術を利用した打合せに、使用者である税理士が情報通信技術を利用して参加する方法
- (2) 使用人等が税理士業務の補助を行った履歴について情報通信技術を利用して確認する方法

# 税理士業務の制限

税理士法は、税理士の使命（法第1条）の重要性にかんがみ、税理士業務を税理士の独占業務とし、税理士又は税理士法人でない者は、別段の定め（注）がある場合を除き、税理士業務を行ってはならないと規定（法第52条）しています。

なお、この規定に違反した者に対しては、罰則規定（法第59条第1項第4号）が適用されます。

## 税理士業務の制限（法第52条）

税理士又は税理士法人でない者は、この法律に別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないとされています。

（注）税理士法は、「別段の定め」として、①臨時の税務書類の作成等（法第50条）、②通知弁護士等が行う税理士業務（法第51条）、③行政書士が行う税務書類の作成（法第51条の2）を挙げています。

## 罰則（法第59条）

次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされています。

一 ～ 三 省略

四 第52条の規定に違反したとき

# 使用人その他従業者の秘密を守る義務

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由なく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならないとされています。

また、税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、同様に守秘義務が課されています（税理士法第54条）。

## 税理士の使用人等の秘密を守る義務（法第54条）

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者は、正当な理由がなく、税理士業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は盗用してはならない。

税理士又は税理士法人の使用人その他の従業者でなくなった後においても、また同様とする。

## 使用人その他の従業者が税理士法54条の規定に違反した場合

使用人その他の従業者が税理士法54条の規定に違反した場合には、罰則規定（2年以下の懲役又は百万円以下の罰金）が適用されます（法第59条第1項第3号）。

**（税務代理の権限の明示）第30条** 税理士は、税務代理をする場合においては、財務省令で定めるところにより、その権限を有することを証する書面を税務官公署に提出しなければならない。

**（税理士証票の提示）第32条** 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、当該税務代理に係る税理士が税務官公署の職員と面接するときは、当該税理士は、税理士証票を提示しなければならない。

**（署名の義務）第33条** 税理士又は税理士法人が税務代理をする場合において、租税に関する申告書等を作成して税務官公署に提出するときは、当該税務代理に係る税理士は、当該申告書等に署名（注）しなければならない。

－省略－

2 税理士又は税理士法人が税務書類の作成をしたときは、当該税務書類の作成に係る税理士は、当該書類に署名（注）しなければならない。

3～4 －省略－

（注）税理士の署名には、記名（他人による代筆）は含まれず、自署に限られると解されています。

**（脱税相談等の禁止）第36条** 税理士は、不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れ、又は不正に国税若しくは地方税の還付を受けることにつき、指示をし、相談に応じ、その他これらに類似する行為をしてはならない。

**（信用失墜行為の禁止）第37条** 税理士は、税理士の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

**（非税理士に対する名義貸しの禁止）第37条の2** 税理士は、第52条又は第53条第1項から第3項までの規定に違反する者に自己の名義を利用させてはならない。

**（秘密を守る義務）第38条** 税理士は、正当な理由がなくて、税理士業務に関して知り得た秘密を他に洩らし、又は窃用してはならない。税理士でなくなった後においても、また同様とする。

**（会則を守る義務）第39条** 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会の会則を守らなければならない。

**（研修）第39条の2** 税理士は、所属税理士会及び日本税理士会連合会が行う研修を受け、その資質の向上を図るように努めなければならない。

**（事務所の設置）第40条** 税理士及び税理士法人は、税理士業務を行うための事務所を設けなければならない。

2 税理士が設けなければならない事務所は、税理士事務所と称する。

3 税理士は、税理士事務所を二以上設けてはならない。

4 税理士法人の社員は、税理士業務を行うための事務所を設けてはならない。

**（帳簿作成の義務）第41条** 税理士は、税理士業務に関して帳簿を作成し、委嘱者別に、かつ、一件ごとに、税務代理、税務書類の作成又は税務相談の内容及びそのてん末を記載しなければならない。 2～3 -省略-

**（使用人等に対する監督義務）第41条の2** 税理士は、税理士業務を行うため使用人その他の従業者を使用するときは、税理士業務の適正な遂行に欠けるところのないよう当該使用人その他の従業者を監督しなければならない。

**（助言義務）第41条の3** 税理士は、税理士業務を行うに当たって、委嘱者が不正に国税若しくは地方税の賦課若しくは徴収を免れている事実、不正に国税若しくは地方税の還付を受けている事実又は国税若しくは地方税の課税標準等の計算の基礎となるべき事実の全部若しくは一部を隠ぺいし、若しくは偽装している事実があることを知ったときは、直ちに、その是正をするよう助言しなければならない。

# 税理士に対する懲戒処分

税理士法は、税理士に対する懲戒処分として、税理士業務の禁止、2年以内の税理士業務の停止、及び戒告の3種類を規定しています（税理士法第44条）。

## 税理士に対する懲戒処分の種類

**1 税理士業務の禁止** 税理士業務の禁止は、税理士業務を行ってはならない旨を命ずる処分、すなわち、不作為義務を命ずる処分であり、税理士に対する懲戒処分のうち最も重い処分です。税理士業務の禁止処分を受けた者は、税理士法第4条第6号の規定により処分を受けた日から3年を経過する日まで税理士となる資格を有しないこととなり、税理士法第26条第1項第4号の規定により税理士登録を抹消されることとなります。

**2 2年以内の税理士業務の停止** 2年以内の税理士業務の停止は、税理士業務を行うことを一定期間やめることを命ずる処分です。2年以内の税理士業務の停止処分を受けた者は、その停止期間中は税理士業務を行うことができませんが、税理士登録は抹消されません。

**3 戒告** 戒告は、本人の将来を戒める旨の申し渡しをする処分であり、懲戒処分としては最も軽いものです。戒告処分を受けた者は、税理士業務あるいは税理士の資格について特に制約を受けませんので、引き続き税理士業務を行うことができます。

# 税理士に対する懲戒処分

	処分の性格	庁HP 官報	税理士 登録	税理士 証票	処分期間経過後 の業務再開	
税理士 (個人)	<b>禁止</b>	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を行ってはならない旨を命じる処分	掲載	抹消 §26①四	返還 §28	3年経過後に申請 →審査 →再登録
	<b>停止</b>	財務大臣が義務違反者に対し、税理士業務を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	返還 §28	即再開可能
	<b>戒告</b>	財務大臣が義務違反者に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	現状	—
税理士法人	<b>解散</b>	財務大臣が義務違反法人に対し、解散を命じる処分	掲載	—	—	再開不能
	<b>停止</b>	財務大臣が義務違反法人に対し、業務の一部又は全部を一定期間やめることを命じる処分	掲載	現状	—	即再開可能
	<b>戒告</b>	財務大臣が義務違反法人に対し、将来を戒める旨の申渡しをする処分	掲載 (官報のみ)	現状	—	—

## 税理士に対する懲戒処分（懲戒処分の件数）

会計年度	平30	令1	令2	令3	令4	計
処分件数 計	6	2	2	2	1	13
	51	43	22	21	13	150
禁 止	2	1	0	0	0	3
	9	14	4	5	4	36
停 止	4	1	2	2	1	10
	42	29	18	16	9	114
戒 告	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0

（注） 表の右下の数字は全国の処分件数を、表の左上の数字は名古屋局の処分件数を示す。



# 税理士に対する懲戒処分に関する規定

税理士に対する懲戒処分は、税理士に対し不利益をもたらす処分ですので、懲戒処分の構成要件である懲戒処分事由は、税理士法第45条及び第46条において明確に規定されています。

## 不真正の税務書類の作成及び脱税相談等をした場合の懲戒（法第45条）

**故意による特定の不正行為（第1項）** 税理士が、故意（注1）に、真正の事実と反して税務代理若しくは税務書類の作成をしたとき又は法第36条（脱税相談等の禁止）の規定に違反する行為をしたときは、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

**過失による特定の不正行為（第2項）** 税理士が、相当の注意を怠り（注2）、法第45条第1項に規定する行為をしたときは、戒告又は2年以内の税理士業務の停止の処分の対象とされています。

（注1）「故意」とは、事実と反し又は反するおそれがあると認識して行うことをいいます（税理士法基本通達45-1）。

（注2）「相当の注意を怠り」とは、税理士が職業専門家としての知識経験に基づき通常その結果の発生を予見し得るにもかかわらず、予見し得なかったことをいいます（税理士法基本通達45-2）。

## 一般の懲戒（法第46条）

税理士が、法第45条の規定に該当する場合を除き、法第33条の2第1項若しくは第2項（計算書類、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき、又は税理士法若しくは国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したときは、戒告、2年以内の税理士業務の停止又は税理士業務の禁止の処分の対象とされています。

なお、法第46条の懲戒事由については、告示において対象となる行為が例示されています。

# 税理士に対する懲戒処分に関する規定

税理士法第46条の規定を適用し、税理士法第44条の懲戒処分の対象となる行為は、財務省告示（平成20年3月31日財務省告示第104号）において、以下のとおり例示されています。

## 法第46条の規定を適用し、法第44条の懲戒処分の対象となる行為

- (1) 法第33条の2第1項又は第2項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたとき（法第46条該当）
- (2) 自己脱税（法第37条違反）
- (3) 多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ（法第37条違反）
- (4) 調査妨害（法第37条違反）
- (5) 税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（法第37条違反）
- (6) 業務け怠（法第37条違反）
- (7) 税理士会の会費の滞納（法第37条違反）
- (8) その他反職業倫理的行為（法第37条違反）
- (9) 非税理士に対する名義貸し（法第37条の2違反）
- (10) 秘密を守る義務違反（法第38条違反）
- (11) 帳簿作成の義務違反（法第41条違反）
- (12) 使用人等に対する監督義務違反（法第41条の2違反）
- (13) 業務の制限違反（法第42条違反）
- (14) 税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行ったとき（法第46条該当）
- (15) 上記以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反したとき（法第46条該当）

# 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士法第45条及び第46条の規定に基づく税理士に対する懲戒処分、第48条の規定に基づく税理士であった者に対する懲戒処分を受けるべきであったことについての決定、第48条の20の規定に基づく税理士法人に対する処分の基準・考え方は、「税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方」として、財務省告示（注）により定められています。

（注）平成20年3月31日財務省告示第104号

## I 総則

### （量定の判断要素及び範囲）

税理士法に規定する税理士に対する懲戒処分等の量定の判断に当たっては、財務省告示のⅡに定める不正行為の類型ごとの量定の考え方を基本としつつ、以下の点を総合的に勘案し、決定するものとされています。

- ① 不正行為の性質、態様、効果等
- ② 税理士の不正行為の前後の態度
- ③ 懲戒処分等の前歴
- ④ 選択する懲戒処分等が他の税理士及び社会に与える影響
- ⑤ その他個別事情

## II 税理士の不正行為の類型ごとの量定等

税理士に対する懲戒処分や税理士法人に対する処分については、対象となる不正行為の類型ごとに量定の考え方が定められています。

対象行為		法規定	判断要素	戒告	停止（2年）			禁止	
					6月	1年	2年		
法45条 〔不真正税務書類 の作成等〕	第1項 (故意)	2年以内の 停止又は禁止	税理士の責任を問い得る 「不正所得金額等」			6月以上			
	第2項 (過失)	戒告又は 2年以内の停止	税理士の責任を問い得る 「申告漏れ所得金額等」						
法46条 〔懲戒〕	法33条の2の虚偽記載		虚偽記載の件数、 虚偽の程度		1年以内				
	法37条 (信用失墜行為)	自己脱税 (重加)	戒告 又は 2年以内の停止 又は 禁止	不正所得金額等					
		多額かつ反職業 倫理的な自己 申告漏れ (過少)		申告漏れ所得金額等					
		調査妨害		行為の回数、程度					
		名義貸し (法37条の2を除く)		貸人数、作成件数、 期間、対価の額等					
		業務懈怠		—		1年以内			
		会費滞納		—					
		その他反職業 倫理的行為		—					



- ① 「不正所得金額等」とは、国税通則法第68条（重加算税）に規定する国税の課税標準等又は税額等の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺいし、又は仮装したところの事実に基づく所得金額、課税価格その他これらに類するものをいいます。
- ② 「申告漏れ所得金額等」とは、国税通則法第18条に規定する期限後申告書若しくは同法第19条に規定する修正申告書の提出又は同法第24条に規定する更正若しくは同法第25条に規定する決定の処分に係る所得金額のほか、課税価格その他これらに類するものをいいます。
- ③ 「法第33条の2の虚偽記載」とは、法第33条の2第1項又は第2項（計算事項、審査事項等を記載した書面の添付）の規定により添付する書面に虚偽の記載をしたときをいいます。
- ④ 「自己脱税」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、不正所得金額等があることをいいます。
- ⑤ 「多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ」とは、自己（自己が代表者である法人又は実質的に支配していると認められる法人を含みます。）の申告について、申告漏れ所得金額等が多額で、かつ、その内容が税理士としての職業倫理に著しく反するようなものをいいます。
- ⑥ 「調査妨害」とは、税務代理をする場合において、税務職員の調査を妨げる行為をすることをいいます。
- ⑦ 「名義貸し（第37条の2を除く）」とは、税理士業務を停止されている税理士への名義貸し（自己の名義を他人に使用させること）をいいます。
- ⑧ 「業務け怠」とは、委嘱された税理士業務について正当な理由なく怠ったことをいいます。
- ⑨ 「会費滞納」とは、所属する税理士会（県連合会及び支部を含みます。）の会費を正当な理由なく長期にわたり滞納することをいいます。
- ⑩ 「その他反職業倫理的行為」とは、④から⑨以外の行為で、税理士としての職業倫理に反するようなことをしたことをいいます。
- ⑪ 「業務停止処分違反」とは、税理士業務の停止の処分を受け、その処分に違反して税理士業務を行った場合をいいます。
- ⑫ 「その他」とは、「対象行為」欄に記載の行為以外の場合で法又は国税若しくは地方税に関する法令の規定に違反した場合をいいます。

## 税理士等・税理士法人に対する懲戒処分等の考え方

税理士、税理士であった者又は税理士法人の使用人その他の従業者（自ら委嘱を受けて税理士業務に従事する場合の所属税理士を除きます。以下「使用人等」といいます。）が不正行為を行った場合における、使用者である税理士等又は使用者である税理士法人の社員税理士（以下「使用者税理士等」といいます。）に対する懲戒処分は、次に掲げるところによるものとされています。

### 税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用者である税理士等に対する懲戒処分

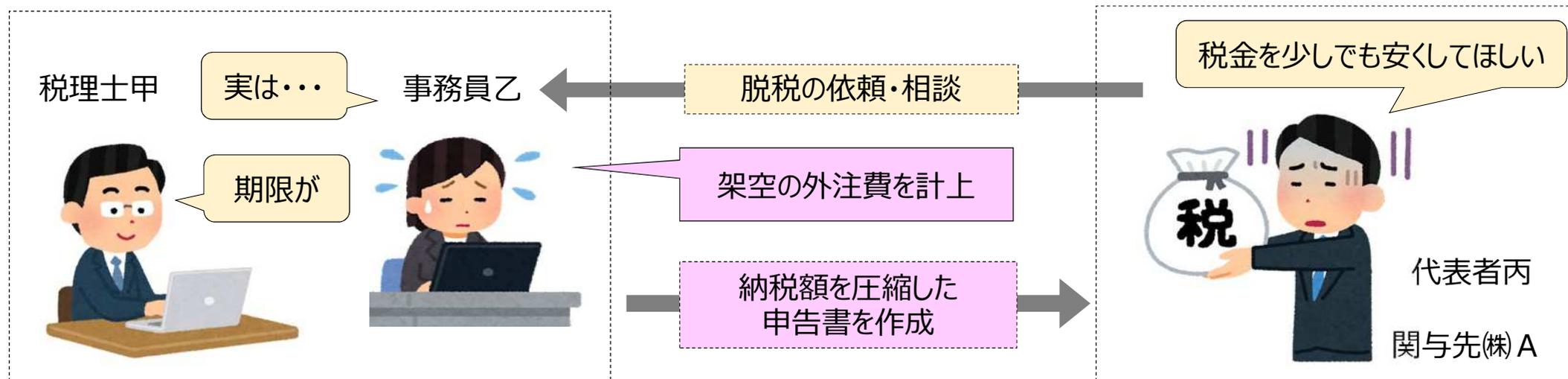
- ① 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していたときは、その使用者税理士等がその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。
- ② 使用人等の不正行為を使用者税理士等が認識していなかったときは、内部規律や内部管理体制に不備があること等の事由により、認識できなかったことについてその使用者税理士等に相当の責任があると認められる場合には、その使用者税理士等が過失によりその不正行為を行ったものとして懲戒処分の対象になります。
- ③ 上記②に該当しないときでも、使用人等が不正行為を行ったことについて使用者税理士等の監督が適切でなかったと認められる場合には、その使用者税理士等が税理士法第41条の2（使用人等に対する監督義務）の規定に違反したものとして懲戒処分の対象になります。

概要

税理士甲の事務員である乙は、担当している関与先の(株) Aの代表者丙から「税金を少しでも安くしてほしい」と繰り返し依頼され、やむなく、自身が担当している個人事業者 E の名義を無断で使用し、架空の外注費を計上した。

その後、確定申告書の作成時期を迎えたところで、事務員乙は罪の意識から税理士甲に対し、自身が行った行為の内容を打ち明けたが、申告期限が迫っていたこともあり、架空外注費が計上された状態のまま、確定申告書を税務署に提出した。

後日、(株) A に対する税務調査において、架空外注費が否認され、(株) A に重加算税が賦課されるとともに、事務員乙が不正行為に関与していたことが明らかとなった。



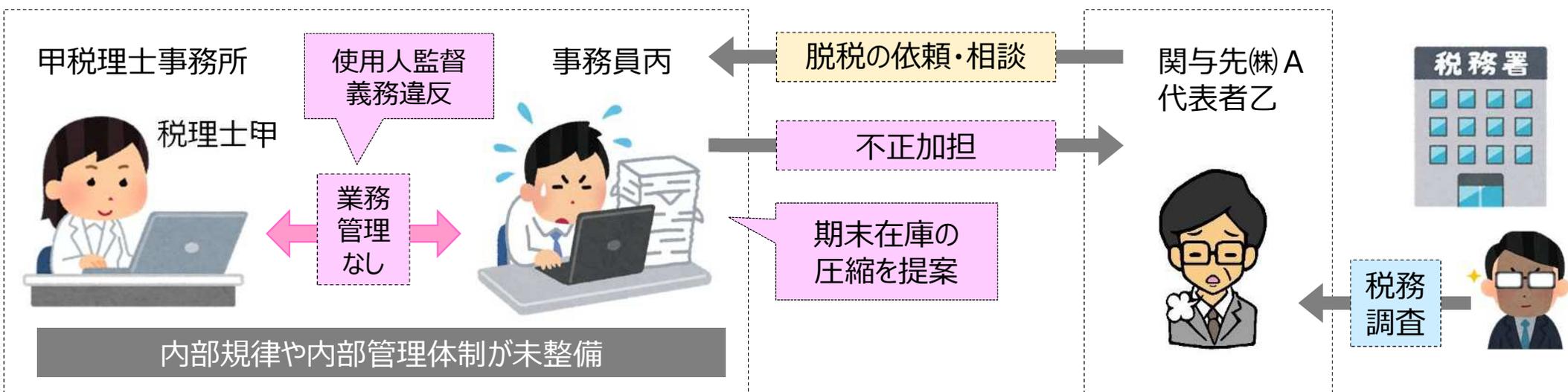
留意点

本事例は、税理士事務所の事務員が関与先の代表者の求めに応じて、納税額を少なくするための脱税相談を行い、架空の外注費を計上する方法で不正に所得金額を圧縮し、過少に申告していたものです。

実際に架空外注費の計上を行った者は事務員ですが、その不正行為を税理士も認識しながら不真正税務書類の作成を行い、税務署へ提出していますので、税理士自身が税理士法第45条第1項の「故意による不真正税務書類の作成をしたとき、又は法第36条の規定『脱税相談等の禁止』に違反したとき」(2年以内の税理士業務の停止又は禁止)に抵触します。

概要

甲税理士事務所では、記帳関係の相談から決算・申告書作成に至るまでの業務を分担制として事務員それぞれに担当させている。関与先の(株)Aに対する税務調査において、在庫圧縮による所得金額の過少申告が明らかとなったが、(株)Aの代表者乙は、甲税理士事務所の事務員丙に相談したところ、期末在庫の圧縮を提案され、その指示通りに不正行為を行ったと主張した。甲税理士事務所の事務員丙に事実関係の確認を行ったところ、事務員丙も不正行為に加担していた事実を認めた。甲税理士事務所は、業務は事務員に任せ切りの状況で、日々の業務管理も行われておらず、日報などの事務員の業務を管理する資料はなく、業務処理簿も会計ソフトを使用して作成した税務書類の記載のみであった。

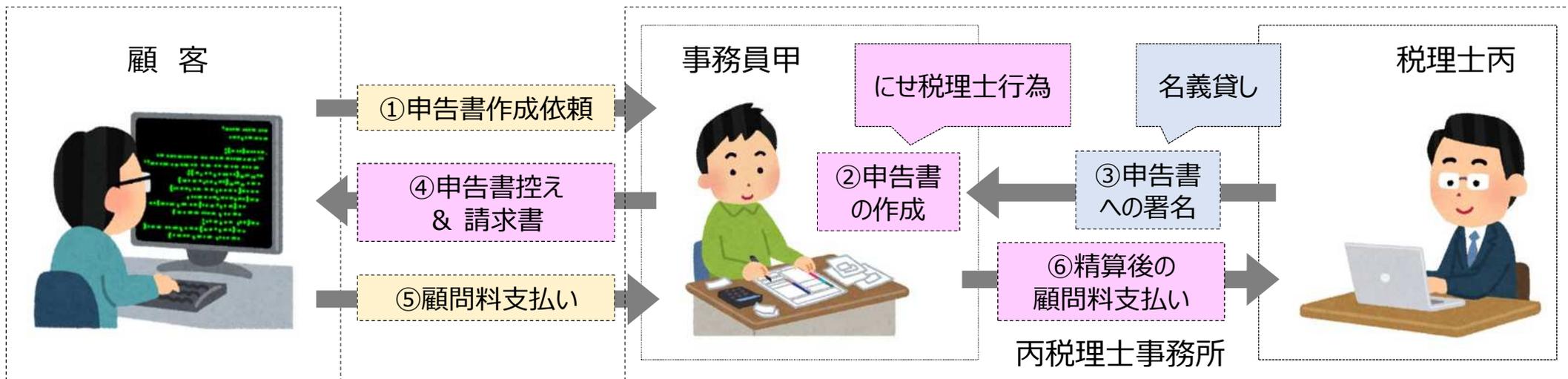


留意点

本事例は、税理士甲が事務員丙の業務に対する指導監督を怠ったために、事務員と関与先による不正行為が行われたものですが、事務員が行った不正行為について税理士が認識していなかったとしても、内部規律や内部管理体制に不備があるなど、認識できなかったことについて税理士に相当の責任があると認められる場合には、税理士が過失によりその不正行為を行ったとして懲戒処分の対象となる場合があります(税理士の使用人等が不正行為を行った場合の使用人である税理士等に対する懲戒処分(平20.3.31財務省告示第104号))。

概要

税理士乙の死亡に伴い、乙税理士事務所に勤務していた事務員甲は、担当していた顧客とともに丙税理士事務所に移籍した。税理士丙は、事務員甲を雇い入れるに当たり、事務所内に事務員甲の席を設けなかった。税理士丙は、新たに関与することとなった顧客と委嘱契約を結ばず、これら顧客の業務全般を事務員甲へ任せきりにしており、税務書類については、事務員甲が作成したものを形式的にチェックした上で、税理士署名欄に署名していた。また、これら顧客の顧問料については、事務員甲が自身の取り分等を精算した上で、税理士丙に手渡していた。後日、事務員甲は税理士法第52条違反として告発され、税理士丙も税理士法第37条の2違反として懲戒処分を受けた。



留意点

本事例は、税理士事務所の事務員が、税理士の指導監督を受けることなく、事務員の自宅で申告書等を作成していたもので、税理士も自身に関知しないところで作成された申告書に署名を行っていたものである。

税理士でない者が、他人の求めに応じて税務書類を作成した場合は、税理士法第52条「税理士業務の制限」に違反し、税理士法第59条1項4号により、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

また、税理士が自己の判断に基づくことなく作成された税務書類に署名した場合が、税理士法第37条の2「非税理士に対する名義貸しの禁止」に違反し、懲戒処分（2年以内の税理士業務停止又は禁止）の対象となります。

# 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和5年7月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為 及び 事実の概要
1	税理士業務の禁止	<p><b>故意による不真正税務書類の作成</b>            被処分者は、関与先であったA社ほか2社の法人税の確定申告に当たり、同社の実質的経営者からの指示に基づき、関連会社であるB社ほか2社に対する架空の外注費等を計上すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。            また、これに伴い、A社ほか2社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>
2	2年の税理士業務の停止	<p><b>(1) 故意による不真正税務書類の作成</b>            被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、代表者の依頼により、利益調整をするために、架空の外注費を計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。            また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p><b>(2) 帳簿作成義務違反</b>            被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
3	9月の税理士業務の停止	<p><b>(1) 故意による不真正税務書類の作成</b>            被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、事前確定届出給与に関する届出書と異なる内容で支給されていたため、損金算入できない役員賞与を雑損失に振り替えて損金算入することによって、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p><b>(2) 帳簿作成義務違反</b>            被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和5年7月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為 及び 事実の概要
4	7月の税理士業務の停止	<p><b>故意による不真正税務書類の作成</b></p> <p>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、代表者の依頼により、各事業年度より前に死亡等した育成牛の生物処分損を、当該各事業年度中に死亡等したとして損金計上することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>
5	6月の税理士業務の停止	<p><b>故意による不真正税務書類の作成</b></p> <p>被処分者は、関与先であるA社の法人税の確定申告に当たり、代表者の求めに応じ、税額を少なくするために売上金額を減額することにより、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p> <p>また、これに伴い、A社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。</p>
6	1年7月の業務の全部の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b></p> <p>被処分者は、自社の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>
7	1年7月の税理士業務の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b></p> <p>被処分者は、自己が社員税理士である税理士法人A会計事務所の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>
8	1年7月の税理士業務の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b></p> <p>被処分者は、自己が社員税理士である税理士法人A会計事務所の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和5年7月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為 及び 事実の概要
9	11月の税理士業務の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、関与先からの報酬の一部を、自己が主宰するA社の収入として計上すること等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>
10	10月の税理士業務の停止	<p>(1) <b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p>(2) <b>帳簿作成義務違反</b>            被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
11	8月の税理士業務の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、不動産売却に係る譲渡所得の売上計上漏れや取得費等の経費の計上誤り等、不動産所得の必要経費の計上時期や減価償却費の計算誤り等により、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、これに伴い、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>
12	10月の税理士業務の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。</p>

## 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和5年7月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為 及び 事実の概要
13	8月の税理士業務の停止	<p><b>(1) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、自己の税理士事務所に勤務する親族や事務員に確定申告の作業を任せたことによって、生計を一にする親族への給与の支払い等を経費に計上するなどして、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、自己の税理士事務所に勤務する親族に確定申告の作業を任せたことによって、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p><b>(2) 帳簿作成義務違反</b>            被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>
14	3月の税理士業務の停止	<p><b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p>
15	3月の税理士業務の停止	<p><b>(1) 信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b>            被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。</p> <p><b>(2) 帳簿作成義務違反</b>            被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。</p>

# 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和5年7月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為 及び 事実の概要
16	3月の税理士業務の停止	<b>信用失墜行為（多額かつ反職業倫理的な自己申告漏れ）</b> 被処分者は、自己の所得税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、所得金額の申告漏れを生じさせた。 また、自己の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、法定申告期限までに申告をせず、消費税及び地方消費税額の申告漏れを生じさせた。
17	1年10月の税理士業務の停止	<b>非税理士に対する名義貸し</b> 被処分者は、税理士でないA及びBが、各人らの判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数名の所得税、消費税及び地方消費税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。
18	5月の税理士業務の停止	<b>(1) 非税理士に対する名義貸し</b> 被処分者は、税理士法人でないA社及び税理士でないBが、同社及び同人の判断に基づいて作成した複数社の法人税、消費税及び地方消費税並びに複数名の所得税の確定申告書等に署名押印する「名義貸し」行為を行った。 <b>(2) 帳簿作成義務違反</b> 被処分者は、税理士法第41条に規定されている帳簿を作成していなかった。

# 税理士法違反行為事例（国税庁HP掲載事案）

（官報へ令和5年7月14日に掲載されたものを抜粋）

No.	処分の内容	処分の内容となった行為 及び 事実の概要
19	税理士業務の禁止	<b>業務停止処分違反</b> 被処分者は、「6月の税理士業務の停止」の処分を受けていたにもかかわらず、税理士業務の停止期間中に、Aの所得税の確定申告書並びに複数社の法人税、消費税及び地方消費税の確定申告書の税務書類を作成した。
20	1年の税理士業務の停止	<b>信用失墜行為（その他反職業倫理的行為）</b> 被処分者は、所属税理士として勤務していた税理士法人Aにおいて、Aの代表社員税理士及び関与先の承諾を得ることなく、Aの従業員に、自己や同従業員のIDを使用させ、Aの関与先データを自己所有のハードディスクに記録させるなどして複製を作成し、Aの営業秘密等を領得などした。 また、自己の税理士事務所において、同事務所の従業員に、持ち出した関与先データを利用して、B社名義の源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書の添付書類である書面1枚を作成させた上、同書面を源泉所得税及び復興特別所得税の誤納額還付請求書とともに郵送して税務署に提出した。

終わり